

資料編



1 策定経過



(1) 策定経過

年 月 日	会議名等	主な内容
平成27年 5月13日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議 作業部会	第2次計画の策定について (1) スケジュール (案) (2) アンケート調査項目について
5月13日	久喜市食育推進庁内連絡会議作業部 会	同上
6月17日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会 議・久喜市食育推進庁内連絡会議 (合同会議)	同上
7月 8日	久喜市健康づくり推進会議	第2次計画に向けた市民意識調査 (アンケ ート) について
7月10日	久喜市食育推進会議	同上
平成28年 1月27日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議 作業部会・久喜市食育推進庁内連絡 会議作業部会 (合同会議)	第2次健康増進計画・食育推進計画について (1) 第2次(期)計画の概要 (2) 計画策定スケジュール (案) (3) 健康・食に関するアンケート調査結果 報告 (4) 現計画における評価指標の達成状況に ついて
2月 9日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会 議・久喜市食育推進庁内連絡会議 (合同会議)	第2次健康増進計画・食育推進計画について (1) 第2次計画の概要 (2) 計画策定スケジュール (案) (3) 健康・食に関するアンケート調査結果 報告 (4) 現計画における評価指標の達成状況に ついて (5) 作業部会での課題抽出結果
3月22日	久喜市食育推進会議	(1) 第2次健康増進計画・食育推進計画の 概要 (案) について (2) 第2次健康増進計画・食育推進計画 策定スケジュール (案) について

年 月 日	会議名等	主な内容
		<ul style="list-style-type: none"> (3) 健康・食に関するアンケート調査結果報告 (4) 現計画における評価指標の達成状況について
3月25日	久喜市健康づくり推進会議	同上
4月22日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議作業部会・久喜市食育推進庁内連絡会議作業部会 (合同会議)	第2次健康増進計画・食育推進計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> (1) アンケート、課題抽出シートから見えた健康・食育に関する課題 (2) 統計から見た久喜市の現状 (3) 基本理念について (4) 健康増進計画・食育推進計画の体系について
5月13日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議・久喜市食育推進庁内連絡会議 (合同会議)	第2次健康増進計画・食育推進計画について <ul style="list-style-type: none"> (1) 統計・市民意識調査から見た久喜市の現状等 (2) 第1次評価の評価結果の概要 (3) アンケート、課題抽出シートから見えた健康・食育に関する課題 (4) 基本理念について
6月 7日	久喜市健康づくり推進会議・久喜市食育推進会議 (合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり・食育に関する課題等の整理について (2) 健康づくり・食育に関する課題等の意見交換について (3) 第2次計画の基本理念について
7月 7日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議作業部会・久喜市食育推進庁内連絡会議作業部会 (合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本理念について (2) 第2次健康増進計画・食育推進計画の体系について (3) 各課の取り組みについて
7月21日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議・久喜市食育推進庁内連絡会議 (合同会議)	第2次健康増進計画・食育推進計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本理念について (2) 計画の体系について (3) 各課の取り組みについて

1 策定経過

年 月 日	会議名等	主な内容
8月 8日	久喜市食育推進会議	(1) 計画の基本理念について (2) 計画の体系について
8月 9日	久喜市健康づくり推進会議	(1) 計画の基本理念について (2) 計画の体系について
8月25日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議 作業部会・久喜市食育推進庁内連絡 会議作業部会 (合同会議)	(1) 第2次健康増進計画・食育推進計画の 体系について (2) 各課の取組みについて (3) 計画の推進と評価
9月28日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議 久喜市食育推進庁内連絡会議 (合同会議)	(1) 第2次健康増進計画・食育推進計画の 体系について (2) 健康増進分野行動計画 (3) 食育推進分野行動計画 (4) 計画の推進と評価
10月11日	久喜市健康づくり推進会議	(1) 計画の体系について (2) 健康増進・食育推進計画について (3) 計画の評価と推進について
10月17日	久喜市食育推進会議	同上
11月18日	久喜市健康づくり推進庁内連絡会議 作業部会・久喜市食育推進庁内連絡 会議作業部会 (合同会議)	(仮称) 第2次久喜市健康増進・食育推進計 画(案)について
12月 9日	久喜市食育推進会議	同上
12月14日	久喜市健康づくり推進会議	同上
平成29年 1月11日	久喜市健康づくり推進会議・久喜市 食育推進会議 (合同会議)	(仮称) 第2次久喜市健康増進・食育推進計 画(案)
1月18日 ~2月16日	市民意見提出制度(パブリックコメント)募集	
3月 1日	久喜市健康づくり推進会議・久喜市 食育推進会議 (合同会議)	第2次久喜市健康増進・食育推進計画(案)の 作成

(2) 推進会議等

久喜市健康づくり推進会議委員

◎会長 ○副会長

(順不同・敬称略)

氏名	団体名	区分
市川 秀一郎		公募市民
岩部 正彦		//
齋藤 和恵		//
玉置 政美		//
玉川 達夫		//
前田 昭信		//
新井 克典	久喜市医師会	健康づくりに関する関係団体
渡辺 和泉	久喜市歯科医師会	//
池上 栄一	久喜白岡薬剤師会	//
原田 恒雄	久喜市区長会連合会 平成27年3月18日～ 平成27年3月31日	//
峯 義夫	// 平成27年6月5日～	//
羽柴 直子	久喜市食生活改善推進員協議会	//
新井 千鶴子	久喜市母子愛育連合会	//
福田 武夫	久喜市レクリエーション協会	//
石山 光雄	久喜市体育協会 平成27年3月18日～ 平成28年5月11日	//
小山 博子	// 平成28年5月23日～	//
野原 初美	久喜市スポーツ推進委員協議会 平成27年3月18日～ 平成28年4月20日	健康づくりに関する関係団体
笠巻 敬	// 平成28年5月23日～	//
○ 平井 よし子	久喜市スポーツ少年団本部	//
大室 与五郎	久喜市彩愛クラブ連合会	//
澤 妙子	久喜市社会福祉協議会	//
田村 俊一	久喜市小中学校校長会	//
◎ 小松 智子		学識経験者

久喜市食育推進会議委員

◎会長 ○副会長

(順不同・敬称略)

氏名	団体名	区分
新井 和江		公募市民
鈴木 敬一		//
野田 恵子		//
濱田 亜砂子		//
平塚 修子		//
山田 實		//
染谷 和美	久喜市小中学校校長会	教育・保育
折原 憲司	久喜市PTA連合会	//
岡田 竜一	久喜市私立幼稚園協会	//
高木 学	久喜市医師会	社会福祉・保健・医療
上岡 斉	久喜市歯科医師会	//
根本 昌子	久喜白岡薬剤師会	//
高瀬 由美	社会福祉法人啓和会	//
塚越 敏夫	埼玉みずほ農業協同組合	農業関係
杉田 孝行	JA南彩久喜農産物直売所連絡協議会	//
齋藤 勝義	久喜市商工会	食品関係
島野 弘子	全国農協食品(株)久喜事業所	//
羽柴 直子	久喜市食生活改善推進員協議会	ボランティア・消費者団体
○ 宮内 智	久喜市くらしの会	//
◎ 野原 宏		学識経験者

(3) 法律等

○健康増進法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

○食育基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

○久喜市健康づくり推進会議条例

平成22年7月13日
条例第247号

(設置)

第1条 本市における総合的な健康づくりを推進するため、久喜市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 久喜市健康増進計画（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりに関する重要事項について審議し、及び健康づくりに関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 健康づくりに関する関係団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。（会議）

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の推進会議の会議は、市長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、健康づくりのため必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康増進部健康医療課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○久喜市食育推進会議条例

平成22年7月13日
条例第248号

(設置)

第1条 本市における総合的な食育の推進を図るため、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、久喜市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 久喜市食育推進計画（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 教育若しくは保育に関する機関又は関係団体に属する者
- (3) 社会福祉、保健若しくは医療に関する機関又は関係団体に属する者
- (4) 農業者又は農業に関する団体に属する者
- (5) 食品の製造、加工、流通、販売若しくは食事の提供を行う事業者又はその組織する団体に属する者
- (6) 食育の推進に関する活動に携わるボランティア団体に属する者及び消費者団体に属する者
- (7) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の推進会議の会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1 策定経過

(意見聴取等)

第8条 会長は、食育のため必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康増進部健康医療課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○久喜市健康づくり推進庁内連絡会議規程

平成22年9月13日

訓令第54号

改正 平成24年3月2日訓令第14号

平成25年3月26日訓令第2号

平成28年3月29日訓令第6号

(設置)

第1条 市における健康づくりに関する施策を関係課が連携して総合的に推進するため、久喜市健康づくり推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 久喜市健康づくり推進会議条例（平成22年久喜市条例第247号）第2条第1号に規定する久喜市健康増進計画の作成についての検討及び進行管理に関すること。

(2) その他健康づくりに関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は健康増進部部長の職にある者を、副会長は健康増進部健康医療課課長（以下「健康医療課長」という。）の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、健康づくりに関する施策の推進のため必要があると認めるときは、連絡会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 健康増進計画の作成について、必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、健康づくりに関する施策の推進に必要な事項を協議するため、連絡会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は健康医療課長の職にある者を、副部会長は健康増進部健康医療課（以下「健康医療課」という。）の健康企画係係長をもって充て、部会員は連絡会議に属する関係各課の健康づくりに関係する業務を担当する職員のうち関係各課の課長にそれぞれ推薦された者とする。
- 4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、健康づくりに関する施策の推進のため必要があると認めるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 連絡会議及び作業部会の庶務は、健康医療課において処理する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月2日訓令第14号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部	生活安全課長
環境経済部	農業振興課長 商工観光課長
福祉部	障がい者福祉課長 介護福祉課長 子育て支援課長 保育課長
健康増進部	中央保健センター所長 国民健康保険課長
建設部	公園緑地課長
教育部	学務課長 指導課長 生涯学習課長 中央公民館長

○久喜市食育推進庁内連絡会議規程

平成22年9月13日

訓令第55号

改正 平成24年3月2日訓令第15号

平成25年3月26日訓令第3号

(設置)

第1条 市における食育に関する施策を関係課が連携して総合的に推進するため、久喜市食育推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 久喜市食育推進会議条例（平成22年久喜市条例第248号）第2条第1号に規定する久喜市食育推進計画の作成についての検討及び進行管理に関すること。
- (2) その他食育に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康増進部部長の職にある者を、副会長は健康増進部健康医療課課長（以下「健康医療課長」という。）の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、食育に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、連絡会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 食育推進計画の作成について、必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、食育に関する施策の推進に必要な事項を協議するため、連絡会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は健康医療課長の職にある者を、副部会長は健康増進部健康医療課（以下「健康医療課」という。）の健康企画係係長をもって充て、部会員は連絡会議に属する関係各課の食育に関係する業務を担当する職員のうち関係各課の課長にそれぞれ推薦された者とする。
- 4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、食育に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び作業部会の庶務は、健康医療課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月2日訓令第15号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部	生活安全課長
環境経済部	環境課長
	農業振興課長
	商工観光課長
福祉部	障がい者福祉課長
	介護福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
健康増進部	中央保健センター所長
	国民健康保険課長
教育部	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長
	中央公民館長

2 用語解説集



用語		内容
あ行	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。
	悪性新生物	がんなどの悪性腫瘍のこと。
か行	噛（か）ミング30 （さんまる）	一口30回以上噛んで食べること。「十分に歯・口を使う『食べ方』を通して、健康増進を図ろう」ということ。
	環境保全型農業	農業が有する物質循環型の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のこと（化学肥料や農薬に大きく依存しない自然環境に配慮した取り組みなど）。
	共食	一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をする事。また、共食には「一緒に食べる事」だけでなく、「何を作ろうか?」、「おいしかったね」と会話をすることも含まれる。
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
	健康寿命 (65歳健康寿命)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。（埼玉県では、健康寿命を「65歳健康寿命」としている。65歳の方が自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には65歳から要介護2以上になるまでの平均的な年数を埼玉県が独自で算出している。）
	健康マイレージ制度	健康づくりを促進する新しい仕組みであり、健康づくりに関するメニューに参加し、ポイントを集めることで特典を受けられる制度。埼玉県では、専用の歩数計を、歩数読み取り機（リーダー）にタッチすることで、歩数が管理されます。歩数に応じて健康ポイントが貯まり、そのポイントに応じて抽選で景品が当たる。
	合計特殊出生率	出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。

用語		内容
か行	誤嚥性肺炎	食べ物や唾液が誤って気管に入り、肺に流れ込んだ細菌が繁殖することによっておこる肺炎のこと。
	こころの体温計（メンタルヘルスチェックシステム）	久喜市のホームページからパソコンや携帯電話を使って、気軽にいつでもどこでも簡単にメンタルヘルス（心の健康状態）をチェックできるシステムのこと。このシステムは、自分自身をチェックするだけでなく、家族や友人など周りの人の目でチェックすることもできる。
さ行	COPD （慢性閉塞性肺疾患）	たばこ煙を主とする有毒物質を長期間吸入することによって生じる肺の炎症による病気のこと。
	CKD （慢性腎臓病）	慢性に経過するすべての腎疾患を含む疾患概念。蛋白尿など腎障がいを示す所見や腎機能低下が慢性的に続く状態のこと。末期腎不全への進行リスクである他、心血管障がいの発症リスクでもある。
	受動喫煙防止	受動喫煙は、他人のたばこの煙を吸わされることをいい、それを防止するために健康増進法第25条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」としている。
	食育	生きる上の基本であって、知育、徳育及び体育の基盤となるべきもの。心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を養い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの。
	食品ロス	本来まだ食べることができているにもかかわらず、捨てられた食品のこと。
	食料自給率	国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。
	身体活動 （身体活動量）	安静にしている状態よりも多くエネルギーを消費する全ての動作をさす。日常生活における家事・通勤・通学等の「生活活動」と、体力の維持・向上を目的として実施される「運動」がある。
	身体活動指針 （アクティブガイド）	「健康づくりのための身体活動基準2013」で定められた基準を達成するための実践の手立てとして示された、国民向けのガイドライン。『+10（プラス・テン）：今より10分多く体を動かそう』をメインメッセージにまとめられている。

用 語		内 容
さ行	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。以前は「成人病」と呼ばれていたが、成人であっても生活習慣の改善により予防可能で、成人でなくても発症可能性があることから、1996年に当時の厚生労働省が「生活習慣病」と改称することを提唱した。
	生活の質	QOL（クオリティ・オブ・ライフ）ともいい、物理的な豊かさやサービスの量、個々の身近自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさとして自己実現を含めた概念のことをいう。
た行	地産地消	地域で生産されたものを地域で消費しようとする考え方のこと。
	適正な飲酒量	厚生労働省は「健康日本21」の中で、「節度ある適度な飲酒」を（通常のアアルコール代謝能を有する日本人においては）1日平均純アルコールで20g程度と定義している。また、男性は1日40g以上、女性は1日20g以上の飲酒で生活習慣病のリスクが高まると定義している。 *純アルコール20g程度とは、「ビール中ビン1本（500ml）、日本酒1合、チューハイ（7%）350ml缶1本、ウイスキーダブル1杯。
	特定健康診査 （特定健診）	医療保険者（会社等の健康保険組合、市区町村が運営する国民健康保険等）が実施するメタボリックシンドローム（内蔵型脂肪肥満）に着目した40歳以上75歳未満を対象とした健康診査のこと。生活習慣を見直すための手段として実施している。
	特定保健指導	特定健康診査を受けた人のうち、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群となった方々に対して、一人ひとりの状態にあった生活習慣の改善に向けて行うサポートのこと。
は行	8020（はちまるに いまる）運動	「80歳で20本以上自分の歯を保とう」という運動。
	BMI （ビーエムアイ）	BMIは、「ボディ・マス・インデックス」の略で、体重と身長から肥満度を求める計算式。 BMI=体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

用 語		内 容
は行	フードバンク活動	包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動をいう。米、パン、めん類、生鮮食品、菓子、飲料、調味料、インスタント食品等様々な食品が取り扱われる。
	+10 (プラス・テン)	今より10分多く体を動かすこと。+10により、生活習慣病やがん、認知症などの発症が低下するといわれている。
	フレイル	フレイルは、直訳すると「虚弱」。加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障がい、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。
	平均寿命	何歳まで生きるかの平均的な年数。0歳時点の平均余命のこと。
	平均余命	ある年齢からあと何年生きられるかという期待値。 (65平均余命は、65歳から生存しうる平均年数)
ま行	メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)	内臓肥満に高血糖・高血圧・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患を招きやすい病態。日本では、ウエスト周囲径（おへその高さの腹囲）が男性85cm女性90cmを越え、高血圧・高血糖・脂質代謝異常の3つのうち2つに当てはまるとメタボリックシンドロームと診断される。
	や行	
	要介護	介護保険法に基づく介護サービスを受ける際の分類の一つで、65歳以上で、寝たきりや認知症などにより常に介護を必要とする状態。
	要支援	介護保険法に基づく介護サービスを受ける際の分類の一つで、65歳以上で常時の介護は必要としないが家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態。
ら行	ライフステージ	人の一生における幼少期・青年期・壮年期・高齢期など、それぞれの段階のこと。
	6024（ろくまるにいよん）運動	「60歳で24本以上自分の歯を保とう」という運動。
	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)	運動器の障がいのために、移動能力の低下をきたして、要介護状態になっていたり、要介護になる危険の高い状態をいう。
わ行	ワークライフバランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

ヘルスプロモーションとは

ヘルスプロモーションは、1986年にWHO（世界保健機関）がカナダのオタワで開催した第1回ヘルスプロモーション会議の中で示された考え方で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである」と定義されています。

ヘルスプロモーション活動の大きな特徴は、健康を生きる目的とせず、豊かな人生をめざす市民の主体性を重視し、各個人が健康のためによりよい行動をとることができるような環境を整えることに重点が置かれています。

【ヘルスプロモーションの健康づくりイメージ図】

（島内憲夫 1987 / 島内憲夫・鈴木美奈子 2011 改編に基づき作成）

